

アドバイス・レポート

平成 19 年 1 月 13 日

平成 18 年 12 月 6 日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいたアイリスケアセンター北山様につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

<p>評価が高かった点</p>	<ul style="list-style-type: none"> i) 全国規模の組織であり、スタッフのケアの質の向上に対してひとり一人にスタッフマニュアルが配布され、サービスの標準化がなされていることが窺えました。 ii) 全国レベルでの独自の利用者の満足度調査や自主点検シートによる自主点検を実施しておられ、組織のサービスの質の向上への関心の高さを感じました。 iii) 施設においても少人数での対応をメリットにして家庭的な雰囲気と利用者音スタッフの関係がゆったりして落ち着いた環境でケアサービスを提供されていることを入浴や食事風景に垣間見ることができました。 iv) ひとり一人にサラダのドレッシングを聞き取るなど食事についても利用者の自己決定への配慮がなされていました。 v) ケアプランの策定においてもスタッフ全員での合議での目標設定を行い、スタッフ間の連携も少人数であるがゆえにしっかりされていました。 vi) 介護予防では、在宅でのリハビリプログラムを用意するなど、通所の日以外の在宅での生活の中での介護予防への配慮がなされていました。 vii) スタッフとのヒアリングにおいても介護技術の向上等への意欲が窺え、現場と管理者との意思の疎通も図られていることが窺えました。
<p>理 由</p>	<ul style="list-style-type: none"> i) 徹底したサービスの標準化は提供するサービスの均質化に不可欠で、高度なサービス展開の前提となると考えられます。確固たる標準サービスの上に、地域社会での利用者の生活を支える具体的な取組を事業所として検討していただければと思います。 ii) 単に点検に終わるのでなく出来ていない部分について繰り返しスタッフにフィードバックされる仕組みになっていて、サービスの質の向上への組織的な取組が窺えました。

	<p>iii)環境の介護力を活かしたケアを提供されておられ、少人数でのケアへの取組み等を更に展開して頂けたらと思います。</p> <p>iv) 具体的に選択しやすいように実際に二つのドレッシングの瓶を持ってひとり一人聞いて回るという細やかな対応をされていて、介護場面で個人の選択、自己決定をしやすい環境づくりに配慮されていることが窺えました。</p> <p>v)全スタッフがケアプラン策定に関わる配慮がなされている点に事業所としての意識の高さを感じられました。</p> <p>vi)デイサービスに来られる日以外の在宅での生活も含めた利用者の生活全体に配慮されている点に、一人の生活者としての利用者をトータルに支援する、という事業所としての視点の確かさと意識の高さを感じました。</p> <p>vii)技術の向上への意欲や、プログラムの展開への熱意等にスタッフの意識の高さを感じられました。事業所としてサービスに反映できる対応を検討いただければと思います。</p>
<p>改善努力を要する点</p>	<p>i)建物構造、内装等が普通の家のような造りになっていて施設を感じさせない落ち着いた雰囲気がありましたが、外来者に事業所内の案内、窓口等がわかりにくいように思いました。</p> <p>ii) 会社全体の広報誌の配布等、情報の地域への発信の取組はされていますが、事業所独自の広報誌等は無い等、地域住民のサービス利用に結びつく情報発信への取組が未実施との事でした。</p> <p>iii)近隣の関係機関との関係は充実されていますが、事業所と地域の諸団体との関わりが少ないように見受けられました。</p> <p>iv)様々な研修等対応されている中で人権に関する研修が実施されていないとの事でした。</p> <p>v)利用者からの苦情や要望についても全国レベルでの事例報告はホームページ等で公表されていますが、事業所ですべての苦情や要望への対応状況は直接利用者に公開されていませんでした。</p> <p>vi)意見・要望について、要望を出しやすいよう意見箱を大きく自然な形でダンボールの箱を使ってデイルームに置くという工夫がされていましたが、苦情対応としての意見箱として別の方法も用意してもいいのではないかと考えられました。</p>
<p>理 由</p>	<p>i)家庭的な雰囲気を壊さない範囲で、外来者に事業所の情報を提供して、サービスを利用しやすい環境を整えることも利用者の立場から必要と考えられます。</p> <p>ii)地域に根ざした介護サービスの提供という視点から、大きな組織の中の事業所でも、事業所の独自性を地域に向けて発信していくことが必要ではないかと思えます。</p> <p>iii) ii)と同じく地域に根ざしたサービスの展開という視点から、また、非常時の対応という点からも、地域の各種団体との関係構築も重要と考えます。</p> <p>iv)より介護サービスが高度化、個別化していく中で、様々な介護場面での人権への配慮は一層求められるようになっていくものと思えます。</p> <p>v)事業所内で出された苦情や要望に対して、事業所としてどのように対応してもらえたか利用者に明らかにされることで、サービスに対する信頼も高まるものと考えます。</p> <p>vi)苦情については、人に見られず苦情を出すことが出来る、ということへの配慮も必要ではないかと考えられます。</p>

具体的なアドバイス

- i)利用者や家族が来所された時に戸惑われないように玄関正面の壁面に施設の案内図や概要、お客様BOXなどを設置するなど玄関口の工夫をされてはいかがでしょうか。
- ii)全国規模であるが故のスケールメリットとデメリットを施設内において分析され、組織全体の広報誌とは別に、施設独自の広報誌や行事案内などの作成に取り組みられてはいかがでしょうか。
- iii)老人クラブや、学校等、地域の諸団体との関わり、関係構築についても検討いただければと思います。
- iv)漠然と人権の概念の説明を聞いても実際の介護の場面で中々生きてこないと思われれます。言葉使い、身体拘束、写真撮影など、実際に介護の場面でテーマになることを具体的に取り上げてテーマの中で人権を考えるような研修を企画されてはいかがでしょうか。
- v)事業所内で利用者から出された苦情・要望については、その改善状況、対応状況を利用者に明らかな形で公表することを検討されてはいかがでしょうか。
- vi)玄関先など、デイルームの意見箱とは別に鍵のかかる苦情対応の意見箱の設置などを検討されてはいかがでしょうか。

(様式6)

評価結果対比シート

事業所番号	2670100193
事業所名	アイリスケアセンター北山
サービス種別 (複数記入可)	通所介護、訪問介護、居宅介護支援、介護予防通所介護、介護予防訪問介護
評価機関名	京都市老人福祉施設協議会

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
I 健全な組織体制	(1)組織の理念運用方針	① 理念の周知と実践	組織の理念が、利用者及びスタッフ等に周知され、法人の理事長及び事業所の管理者等（以下、「責任者等」という。）を含むスタッフ全員が、理念に沿ったサービスの提供を実践している。	B	A	
		② 運営方針の周知と実践	事業所の運営方針が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	B	A	
		③ 運営規程の遵守	事業所の運営規程が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営規程に沿った事業所の運営及びサービスの提供を実践している。	B	A	
	(2)組織体制	① 責任者等の協働	責任者等は、介護サービスの質の向上に熱意を持ち、事務所の運営について、スタッフと共に取り組んでいる。	A	A	
		② 管理者による状況把握	管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつでもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	A	A	
		③ 透明性の確保	責任者等は、公正・適切なプロセスで意思決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	A	A	
		④ 支援体制の充実	利用者の主治医や医療機関・介護保険施設との間で、連携体制又は支援体制が確保されている。	A	A	
	(3)労働環境	① 労働環境への配慮	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの労働環境に配慮している。	A	A	
		② ストレス管理	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い、業務の効率を高めている。	A	A	
		③ 休憩場所の確保	スタッフが充分に休むことができ、心身を休めることができる休憩場所を確保し、必要な設備・備品を備えている。	A	A	
	(4)課題の設定	① 重点課題の設定	外的環境の変化や傾向を見極めた上で、事業の運営における重点課題が設定され、組織全体として課題の達成が図られている。	A	A	
		② 業務レベルにおける課題の設定	各業務レベルにおいて課題が設定され、スタッフ全員が課題の達成に取り組んでいる。	A	A	
	(5)人材の確保・育成	① 質の高い人材の確保	スタッフの採用時において、質の高い介護サービスを提供できる人材の確保を主眼としている。	A	A	
		② 継続的な研修の実施	採用時研修・フォローアップ研修等を実施しており、スタッフは、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。	A	A	
		③ OJTの実施	スタッフが業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパーバイズ（指導・助言）を行う体制がある。	A	A	
	小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこ)				27	30

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
II 適正なサービス提供体制	(1)サービスの品質の確保	① 業務マニュアルの作成	事故防止や安全確保を踏まえた業務マニュアルが作成され、スタッフに活用されている。	A	A	
		② サービス提供に係る記録	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、サービス提供を円滑に行うための工夫がされている。	A	A	
		③ 確実な情報伝達	スタッフ間の申し送りや情報伝達を確実に行うとともに、重要な事項については、全てのスタッフに伝わる仕組みとなっている。	A	A	
		④ ケアカンファレンス	定期的又は必要に応じてケアカンファレンス（介護検討会）が開催され、意見交換が行われている。	A	A	
	(2)個別援助計画	① アセスメントの実施	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況、利用者及びその家族の希望等を踏まえたうえでアセスメントを行っている。	A	A	
		② 個別援助計画の作成	アセスメントに基づき、利用者一人ひとりの目標を明らかにした個別援助計画を作成している。	A	A	
		③ 専門家等に対する意見照会	個別援助計画の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	A	A	
		④ スタッフの意見の集約	個別援助計画の策定に当たっては、当該利用者に関わる全てのスタッフの意見を採り入れており、共通認識に基づく目標達成が図られている。	A	A	
		⑤ 個別援助計画の見直し	定期的又は必要に応じて、個別援助計画の見直しを行っている。	A	A	
	(3)利用者等の希望尊重	① 利用者・家族の希望尊重	個別援助計画の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、利用者及びその家族の希望を尊重している。	A	A	
		② 希望等を引き出す働きかけ	利用者やその家族が、希望や要望、気掛かりなことをスタッフに気軽に伝えたり、相談できる機会を確保している。	A	A	
	(4)衛生管理	① 感染症の対策及び予防	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、スタッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行っている。	A	A	
		② 事業所内の衛生管理等	施設（事業所）内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	A	A	
	(5)危機管理	① 事故・緊急時等の対応	事故や緊急時等における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	A	A	
		② 事故の再発防止等	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止のために活用している。	A	A	
	小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこ)				30	30

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ 利用者保護の観点	(1)利用者保護	① 人権等の尊重	利用者の人権や意思の尊重について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	B	B
		② プライバシー等の保護	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	A	A
		③ 個人情報保護	利用者の個人情報の保護及び職務上の守秘義務について、スタッフに徹底している。	A	A
		④ 利用者の決定方法	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	A	A
	(2)情報提供	① 事業所情報等の提供	事業所の概要及びサービス内容について、利用者やその家族にわかりやすく説明を行っている。	A	A
		② 利用者に係る情報交換	サービス利用時の状況について家族に情報提供を行い、家族から家庭での状況について情報を得る等、情報交換を行っている。	A	A
		③ 開示請求への対応	利用者やその家族から、提供を受けたサービスの内容や費用の明細等について情報開示の請求があった場合には、適切に対応している。	B	A
		④ 地域への情報公開	事業所の運営理念を地域に対して啓発・広報するとともに、事業所の機能・知識等を地域社会に提供している。	B	B
	(3)利用契約	① 料金の明示と説明	介護サービスの利用に際して必要となる料金について、根拠を明らかにして利用者にわかりやすく説明している。	A	A
		② 合意書面の作成	サービスの提供開始に当たっては、利用者及び事業者双方の権利・義務を明らかにし、合意の結果を契約書等として書面にしている。	A	A
小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				17	18

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅳサービスの質の向上の取組	(1)苦情解決	① 苦情・相談窓口の明示	利用者からの苦情や相談を受けつける窓口及び担当者等が明示され、利用者及びその家族に周知されている。	A	A
		② 苦情やトラブルへの対応	苦情やトラブルがあった場合には、組織として迅速かつ誠意をもって対応している。	A	A
		③ 第三者への相談機会の確保	公的機関等の窓口相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及びその家族に周知している。	A	A
		④ 苦情に基づくサービスの改善	利用者からの苦情をサービスの向上に役立てている。	A	B
	(2)質の向上に係る取組	① 利用者満足度の把握	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	A	A
		② 質の向上に対する検討体制	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、責任者等を含むスタッフ全員が積極的に参加している。	A	A
		③ 評価の意義についての周知	サービス評価を行うことの意義及び評価結果をサービス改善に活かすことが、責任者等を含むスタッフ全員に周知され、理解されている。	A	A
	(3)評価の実施	① 自主点検の実施	京都府が各事業所に配布している「自主点検表」を活用して、年に1回以上、自主点検を行っている。	A	A
		② 自己評価の実施	事業所の体制及びサービスの内容に係る自己評価を定期的又は必要に応じて行い、自らが提供するサービスの質の改善に役立てている。	A	A
		③ 第三者評価の受け入れ	客観的なサービス水準の把握のために第三者評価を受け、評価結果を積極的に公表している。	A	A
小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				20	19

【大項目ごとの点数】

大項目	自己評価	第三者評価結果
I 健全な組織体制	27	30
II 適正なサービス提供体制	30	30
Ⅲ 利用者保護の観点	17	18
Ⅳ サービスの質の向上の取組	20	19

【達成率換算表】

大項目	達成率			
	自己評価		第三者評価	
I 健全な組織体制	27/30	90%	30/30	100%
II 適正なサービス提供体制	30/30	100%	30/30	100%
Ⅲ 利用者保護の観点	17/20	85%	18/20	90%
Ⅳ サービスの質の向上の取組	20/20	100%	19/20	95%

